

登録管理システム「LIFE SAVERS」
2025年度 クラブ登録及び個人登録等について

個人	【作業1】 2025年度 資格登録費納入先都道府県の選択 ・変更「あり」の場合 → 2月24日11時まで	【作業2】 ① 2月26日11時～4月30日（以降も対応可） ② 3月10日～4月30日（以降も対応可）
内容	<p>■2025年度の都道府県協会「巻末別表1」参照 ※新規で「愛媛県協会」が発足します</p> <p>■《変更あり》の場合 2024年度と異なる都道府県協会に資格登録費を納める場合は【2月24日11時】までに以下の手順で変更してください。これ以降の年度内での変更はできませんのでご注意ください。</p> <p>[変更手順]</p> <ol style="list-style-type: none"> LIFESAVERS (https://life-savers.jp/) で個人ページにログイン。 「共通・支払発行」タブの「JLA-ID管理」項目の「個人情報照会・変更」メニューをクリック。 個人情報照会画面の画面下部に表示されている「個人情報を変更する」をクリック。 「2025年度の資格登録費納入先都道府県」で希望する都道府県を選択し変更完了まで進む。 <p>■《変更なし》の場合 2024年度と同じ都道府県協会に資格登録費を納める場合は、特に作業は不要です。 そのまま2024年度の資格登録費を納めた都道府県協会に自動的に設定されます。</p>	<p>① 資格登録と資格登録費/選手登録費の支払い 2月26日11時以降、JLA-IDをお持ちの方は個人管理ページで保有資格を確認し、2025年度の登録費支払い手続きをお済ませください（BLS・WS資格は除く）。 ※資格登録費；認定LS、指導員、認定審判員</p> <p>② 所属クラブメンバー登録 3月10日以降、JLA-IDをお持ちの方は個人管理ページで2025年度の所属クラブへのメンバー申請をお済ませください。</p> <p>※資格の登録と登録費は1年毎の登録と支払いが必要です。資格登録費/選手登録費のお支払いがない場合は、その資格が失効となりますのでご注意ください。</p>

団体	2月26日11時～3月9日	2月26日11時～4月30日（以降も対応可）
都道府県協会	<ol style="list-style-type: none"> 自協会の指定口座情報等の設定確認 2025年度登録クラブの承認 未登録クラブへの登録継続督促 	<ol style="list-style-type: none"> 2025年度登録クラブの承認 未登録クラブへの登録継続督促
加盟クラブ	<p>2025年度の団体登録申請 ※第1-2種は「都道府県協会」へ登録申請 ※第3-6種は「JLA」へ登録申請 ※2024年度に団体登録されているクラブは必ず継続登録をお済ませください</p>	<p>2025年度のクラブメンバー（個人）の承認 ※クラブの団体登録が完了していないと個人がクラブに登録できない状況となりますのでクラブの団体登録は3/9までに完了のこと。</p>

1. <共通> 会員登録制度の廃止に代わる資格登録制度への変更

- (1) 2019 年度より NPO 法人から公益財団法人への法人格の切り替えにともない、これまでの「会員登録制度+資格登録制度」から「資格登録制度」に変更し、制度変更を機会に登録管理システム「LIFESAVERS」を導入しています。
- (2) この登録管理システムに個人で登録（無料）、JLA-ID を取得し個人管理ページが作成されます。

2019 年 3 月 31 日まで	現在
<ul style="list-style-type: none"> ・会員登録制度（年会費/会員番号） ・資格登録制度（有効期限/資格番号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格登録制度（登録費/JLA-ID）

2. <共通> 登録管理システム「LIFESAVERS」の特徴

<http://life-savers.jp>



- (1) LIFESAVERS への登録=JLA-ID の取得により諸手続きが簡略になります。
- (2) JLA-ID は誰でも無料で取得することができます。クラブに無所属でも、また、資格をもっていなくても登録することができます。
- (3) インターネットを利用すれば 24 時間、個人管理ページを通じて登録情報の確認・変更、資格登録・選手登録手続き、講習会等の申込み、各種登録費等の支払い手続きができます。
- (4) 資格取得後は、個人の保有資格情報（有効期限等）を確認することができ、必要に応じて資格登録費の支払いや更新講習会の申込みをすることができます。これらの手続きがないと資格が失効となりますのでご注意ください。

3. <加盟クラブ対応> クラブ登録の概要

- (1) 地域クラブ：都道府県協会への登録となります
 - <活動地に都道府県協会あり> → 所在地の都道府県協会に登録（第 1 種または第 2 種を選択）
 - <活動地に都道府県協会なし> → 割当となる都道府県協会に登録（第 1 種または第 2 種を選択）
- (2) 学校クラブ（教育機関クラブ）：JLA への登録となります
 - <大学> → JLA 登録（第 3 種または第 4 種を選択）
 - <高校> → JLA 登録（第 5 種または第 6 種を選択）
 - ※学校クラブ登録に加え、講習会主管のための第 1 種の追加選択も可能
- (3) 加盟登録に必要な要件：別紙巻末別表 2「加盟クラブの要件」を参照ください。

<資料>

- 巻末別表 1 「都道府県協会とその割り当て」
- 巻末別表 2 「加盟クラブの要件」

4. <加盟クラブの作業> クラブ登録の手順と方法

(クラブ継続登録) 2024 年度に団体登録済みのクラブの場合

(1) 2025年度のクラブ継続登録とクラブメンバーの承認作業の手順

以下の作業は【2月26日～3月9日の期間】にお済ませください。

- ① クラブシステム管理者は2025年度クラブ継続登録を登録先となる「都道府県協会(第1-2種)」又は「JLA(第3-6種)」に継続申請し承認を得ます。
- ② 継続申請の際に必要な書類は以下となりますので必ず添付して下さい。様式はシステム上に掲載。
 - ・(書式01～03)「指導員/認定ライフセーバー登録名簿申請書」
 - ・(書式04)「事業計画書」※システム上に掲載
 - ・(書式は任意)クラブの「定款」または「規約」等
- ③ この時点でシステムを通じて団体登録費の支払い手続きが発生します。支払いが完了して登録も完了となります。
- ④ 上記作業完了後、【3月9日】以降、クラブメンバーからクラブ加入登録申請がクラブシステム管理者ページに届きますので個々メンバーを承認してください。

(クラブ新規登録) 2025 年度に新規で団体登録を予定するクラブの場合

(1) 2025年度のクラブ新規登録とクラブメンバーの承認作業の手順

以下の作業は【2月26日】より可能となります。

- ① クラブシステム管理者が個人のJLA-IDを取得します。
- ② クラブシステム管理者はクラブ新規登録ガイドを参照にクラブを登録します。その際、クラブの登録先となる「都道府県協会(第1-2種)」又は「JLA(第3-6種)」にクラブ登録を申請し承認を得ます。
- ③ 申請の際に必要な書類は以下となりますので添付して下さい。様式はシステム上に掲載。
 - ・(書式01～03)「指導員/認定ライフセーバー登録名簿申請書」
 - ・(書式04)「事業計画書」※システム上に掲載
 - ・(書式は任意)クラブの「定款」または「規約」等
- ④ この時点でシステムを通じて団体登録費の支払い手続きが発生します。支払いが完了して登録も完了となります。
- ⑤ 上記作業完了後、【3月9日】以降、クラブメンバーからクラブ加入登録申請がクラブシステム管理者ページに届きますので個々メンバーを承認してください。

5. <個人の作業> 個人の【クラブ登録】の概要と手順

- (1) クラブに「所属している/していない」にかかわらずJLA-IDを無料で取得できます。
- (2) JLA-IDを取得した上で、クラブメンバー登録が可能です。
- (3) クラブメンバーは個人管理ページで所属クラブの情報を確認することができます。
- (4) 個人は複数のクラブに所属することができます。
- (5) 個人は年度中においても所属クラブを追加・変更することができます。

◆個人のクラブ登録の手順と方法

クラブメンバー登録は1年ごとになります。

2025年度のクラブメンバー登録を【3月10日～4月30日(以降も対応可)】にお済ませください。

以下の該当するパターンからクラブに加入申請を行ってください。

○ 2024 年度クラブメンバー登録済みの個人向け(継続)

- ① 2024 年度と同じクラブに所属する場合
個人管理ページ「所属・登録管理」項目の「継続加入申請」から申請

- ② 2024 年度とは異なるクラブに所属する場合
個人管理ページ「所属・登録管理」項目の「クラブへの加入申請」から申請
- 2025 年度にクラブに新規登録する個人向け（新規）
個人管理ページの「所属・登録管理」項目の「クラブへの加入申請」から申請

6. <個人の作業> 個人の【資格登録】の概要と手順（所属を希望する都道府県協会の選択）

- 資格を持っている/持っていないにかかわらずJLA-IDを無料で取得できます。
- JLA-IDを取得した上で、資格登録が可能です。
- 資格登録するには個人の判断により所属を希望する都道府県協会を選択する必要があります。所属した都道府県協会には資格登録費や選手登録費の一部が納められます。
- 個人が選択する都道府県協会は、以下のいずれかとなります。なお、一度選択した都道府県協会は同年度内に変更できません（次年度の登録手続で変更可）。
 - ① 第1, 2種クラブへ所属している場合は、クラブが所在する都道府県協会を選択する
 - ② 所属クラブが無い場合は、個人が在住する都道府県協会を選択する
 - ③ 在住地に都道府県協会がない場合は、割り当てに該当する都道府県協会を選択する
- 資格保有者はLIFESAVERS内の個人管理ページで保有資格を確認することができます。

◆新年度の資格登録の手順と方法

- 資格登録は1年ごととなります。
- 2025年度の資格登録費や選手登録費のお支払い手続きを【2月26日11時～4月30日（以降も対応可）】にお済ませください。なお、過去の資格登録費が支払われていない場合は、2025年度分の資格登録費と合わせてお支払い下さい。

◆所属を希望する都道府県協会を選択する方法

以下、『所属を希望する都道府県協会』＝『資格登録費を納める都道府県協会』となります。

- 2024 年度 資格登録済みの方（2月24日までに2024年度の資格を保有している方向け）
 - ① 2024 年度と同じ都道府県協会に資格登録費を納める場合
資格登録費を納める都道府県協会を選択する必要はなく、2024 年度資格登録費を納めた都道府県協会に自動的に設定されます。
 - ② **2024 年度とは異なる都道府県協会に資格登録費を納める場合**
【2月24日11時】までに、個人管理ページの「個人情報照会画面」から個人情報変更画面に移り、「2025年度の資格登録費納入先都道府県」から、2025年度に資格登録費を納めたい都道府県協会を選択して下さい。【2月24日11時以降】は**年度中の変更はできません**のでご注意ください。
- 2024 年度内 資格取得予定の方（2月24日以降に認定日が設定されている2024年度内の講習会で2024年度の資格を取得する方向け）
2月24日以降に認定日が設定されている2024年度の講習会を受講し2024年度で初めて資格を取得する個人については、その個人が2024年度でクラブに所属していない場合、受講した講習会の講習会費が納入される都道府県協会が、自動的にその個人が2025年度資格登録費を納める都道府県協会となります（講習会を合格した場合のみ）。
ただし、個人が既に2024年度でクラブに所属している場合、その個人が最初に所属完了となったクラブの所属先の都道府県協会が、2025年度資格登録費を納める都道府県協会となります。
 - ① 上記のルールによって決定する都道府県協会と同じ都道府県協会に資格登録費を納める場合
個人は資格登録費を納める都道府県協会を選択する必要はなく、上記のルールによって決定する都道府県協会が、2025年度に資格登録費を納める都道府県協会に自動的に設定されます。
 - ② 上記のルールによって決定する都道府県協会と異なる都道府県協会に資格登録費を納める場合
各個人が受講する2024年度講習会の認定日までに、個人管理ページの「個人情報照会画面」から個人

情報変更画面に移り、「2025年度の資格登録費納入先都道府県」から、2025年度に資格登録費を納めたい都道府県協会を選択して下さい。

○ **2025年度に新規で資格を登録する個人向け**

以下の3つの手続きから、資格登録費を納める都道府県協会を1つ選択して下さい。

以下の3つの手続きのうち、最初に行った手続きで選択した都道府県協会が、2025年度に資格登録費を納める都道府県となります。

① **選手登録申請**

選手登録を行う個人については、選手登録申請の際に「登録団体」を選択する画面があるので、その画面で資格登録費を納める都道府県協会を選択して下さい。

② **講習会受講**

講習会を受講した個人については、その個人がクラブに所属していない場合、受講した講習会の講習会費が納入される都道府県協会が、その個人が資格登録費を納める都道府県協会となります（講習会を合格した場合のみ）。

ただし、個人が既にクラブに所属している場合、その個人が最初に所属完了となったクラブの所属先都道府県協会が、資格登録費を納める都道府県協会となります。

③ **資格移行**

システム開始前に資格を保有していた個人については、資格移行画面で「都道府県」を選択する画面があるので、その画面で資格登録費を納める都道府県協会を選択して下さい。

7. <加盟クラブ及び個人の共通作業> 各種登録費及び講習会費

(1) 団体登録費

種 別	団体登録費（年）
第1種クラブ（地域クラブ想定）	¥60,000
第2種クラブ（地域クラブ想定）	¥15,000
第3種クラブ（大学クラブ想定）	¥20,000
第4種クラブ（大学クラブ想定）	¥5,000
第5種クラブ（高校クラブ想定）	¥15,000
第6種クラブ（高校クラブ想定）	¥3,000

1. 団体登録費は登録の年度内（4月1日より翌年3月31日まで）を有効とする。
2. 団体登録費は年度途中の登録でも月割等の割引はしない。
3. 団体登録費は年度途中の退会でも返金を行わない。
4. 団体登録費にはJLA費・都道府県協会費を含む。
5. 第3～6種クラブはJLAが管理するため団体登録費には都道府県協会費は含まない。

[次ページに続く]

(2) 資格登録費/選手登録費

○ 認定ライフセーバー(認定LS)資格の定義

「サーフ、プールLG、IRB、リーダー」の有資格者のこと。監視・救助・救護等の安全管理に適切に対応できる基礎的な知識と技能を持った者をいう。ユニフォームは、認定ライフセーバーは「黄色と赤色」。区分けとして、BLS 及びウォーターセーフティ(WS)資格者は「白色と赤色」。

資格登録費(年) (JLA 費、都道府県協会費含む)		備考
認定LS 資格(一般・大学生)	¥4,500	複数資格の取得でも同一料金とする
認定LS 資格(高校生)	¥2,500	複数資格の取得でも同一料金とする
指導員資格(1 資格)	¥15,000	
A 級 B 級 C 級審判員資格	¥4,500	高校生は免除
S 級審判員資格	¥15,000	
選手登録費(年) (JLA 費、都道府県協会費含む)		
一般、大学生	¥7,000	
高校生	¥1,500	
中学生	¥1,000	
小学生	¥500	
総登録費	¥20,000	複数資格の年度内における合算上限

◆登録費の考え方

- ① 認定LS 資格の登録費は複数資格であっても同一料金(一般・大学生¥4,500/高校生¥2,500)。
- ② 認定LS 資格と審判員資格は、それぞれ登録費を必要とする。
- ③ 「ABC 級審判員資格登録費」と「選手登録費(一般、大学生)」は、どちらから支払っても上限¥7,000 とする(支払う順番によって金額に差異を発生させない)。
- ④ 「認定LS 資格」と「指導員資格(1 資格)」はどちらから支払っても上限¥15,000 とする(支払う順番によって金額に差異を発生させない)。
- ⑤ 高校生は審判員資格登録費を免除する。
- ⑥ 資格登録・選手登録は年度の途中でも登録は可能とする。
- ⑦ 登録費の総額は、年度内において、¥20,000 を合算上限とする。
例) 指導員 ¥20,000 (WS Ins. +BLS Ins. +Surf Ins.= ¥45,000) →合算上限適用
指導員 ¥15,000 (WS Ins. ¥15,000+認定LS ¥4,500= ¥19,500) →上記④適用
審判員 ¥9,000 (認定LS ¥4,500+C 級審判¥4,500=¥9,000) →上記②適用
選手 a ¥20,000 (3Ins. ¥45,000+選手登録¥7,000+C 級審判¥4,500=¥56,500) →合算上限適用
選手 b ¥11,500 (認定LS¥4,500+選手登録¥7,000+C 級審判¥4,500=¥16,000) →上記③適用
- ⑧ 一度支払われた登録費は返金しない。

[次ページに続く]

(3) 初回講習会費（資格登録費含む）

◆主催及び主管について

「主催」：JLA（資格講習会・検定試験）

「主管」：1. JLA に加盟の都道府県協会、第一種登録クラブ及び理事長が認めたもの。

2. BLS 及びウォーターセーフティ講習会は、BLS・インストラクター、ウォーターセーフティ・インストラクターが「主管」することができる。

2025 年 4 月 1 日以降

区分	コース	講習会名（一部略）	講習会費
BLS	BLS	BLS サポーター	¥0
		BLS（学校特割）	¥4,730
		BLS（一般）	¥8,690
ウォーターセーフティ（WS）	WS	WS サポーター	¥0
		WS（学校特割）	¥2,420
		WS（一般）	¥5,830
認定ライフセーバー	サーフ	ベーシック SLS（学校特割）	¥26,400
		1) 1) ¥21,900	
		ベーシック SLS（一般）	¥37,400
		1) ¥32,900	
	プール	アドバンス SLS（学校特割）	¥21,450
		アドバンス SLS（一般）	¥32,450
		プール LG（学校特割）	¥22,000
		2) ¥17,500	
	プール	プール LG（一般）	¥28,600
		2) ¥24,100	
		アドバンス PLG（学校特割）	¥17,050
		アドバンス PLG（一般）	¥23,650
	IRB	IRB・クルー（学校特割）	¥23,650
		IRB・クルー（一般）	¥33,000
		IRB・ドライバー（学校特割）	¥22,550
		IRB・ドライバー（一般）	¥31,900
ジュニア	リーダー（学校特割）	¥6,930	
	リーダー（一般）	¥8,800	
PWRC	PWRC・クルー（学校特割）	¥12,650	
	PWRC・クルー（一般）	¥17,600	
	PWRC・オペレーター（学校特割）	¥35,200	
	PWRC・オペレーター（一般）	¥52,800	
指導員	BLS	BLS 指導員	¥55,000
	WS	WS 指導員	¥27,500
	サーフ	サーフ指導員	¥33,000
	プール	プール指導員	¥38,500
	IRB	IRB 指導員	¥27,500
	ジュニア	ジュニア指導員	¥22,000
	PWRC	PWRC 指導員	¥70,400
C 級審判員		C 級審判員	¥6,000

1. A) プール LG 取得済みの場合、資格登録費は不要とする。
2. B) ベーシック SLS 取得済みの場合、資格登録費は不要とする。
3. 講習会費には JLA 費（技術開発費・教材費・保険料）、講習会運営費、都道府県協会費を含む。

4. 講習会の保険は全て JLA で加入する。
5. WS、プール LG は施設使用費としてプール利用料を主管者が設定し徴収することができる。
6. 認定 LS の資格登録費は初回講習会費に含む。資格取得の翌年度から資格登録費が必要となる。
7. 指導員講習会は都道府県協会又は JLA のみ主催可能とする。

(4) 更新講習会費

区分	コース	講習会名（一部略）	講習会費
BLS	BLS	BLS（学校特割）	¥3,300
		BLS（一般）	¥6,600
認定ライフセーバー	全て共通	BLS・認定 LS 更新	¥6,600
指導員	全て共通	指導員更新	¥6,600

1. 更新年度は「更新講習会費＋資格登録費（翌年度分）」を必要とする。
2. 講習会費には JLA 費（技術開発費・教材費・保険料）・講習会運営費・都道府県協会費を含む。
3. ウォーターセーフティ資格には更新講習会はなく再受講となる。
4. 現在のところ認定 LS 資格更新と BLS 資格更新の内容は同じなので同額とする。
5. 指導員講習会は都道府県協会又は JLA のみ主催可能とする。

(続く)

巻末別表 1 ◆都道府県協会とその割り当て

2025 年度の都道府県協会と各協会の管轄する都道府県の一覧は下表のとおりです。クラブが都道府県協会への登録申請や、個人が資格登録及び選手登録する場合の割り当てとなります。

2025 年度は「[愛媛県協会](#)」が新規で発足します。

都道府県協会が属するブロック	都道府県協会	管轄する都道府県	都道府県協会が属するブロック	都道府県協会	管轄する都道府県
北海道・東北	北海道	北海道	近畿	京都府	京都府
	岩手県	青森県			滋賀県
		岩手県			奈良県
	山形県	秋田県			和歌山県
	宮城県	山形県		大阪府	大阪府
		宮城県		兵庫県	兵庫県
福島県	福島県	中国	島根県	島根県	
北信越	新潟県		新潟県	岡山県	岡山県
			長野県	広島県	広島県
	富山県		富山県	山口県	山口県
	福井県		福井県	鳥取県	鳥取県
石川県			徳島県	徳島県	
北関東	茨城県	茨城県	四国	愛媛県	愛媛県
	千葉県	千葉県		香川県	香川県
		栃木県		高知県	
		埼玉県			
群馬県	九州・沖縄	福岡県	福岡県		
南関東		東京都	長崎県	長崎県	
		神奈川県	東京都	大分県	大分県
山梨県			佐賀県	佐賀県	
熊本県			熊本県		
東海		静岡県	静岡県	宮崎県	宮崎県
	愛知県	愛知県	鹿児島県	鹿児島県	
		三重県	沖縄県	沖縄県	沖縄県
		岐阜県			

(続く)

巻末別表2 ◆加盟クラブの要件

第1-2種（地域クラブ） 基本規程（抜粋）

	第1種クラブ	第2種クラブ
要件	(1)本協会インストラクターを1名登録すること。なお、登録するインストラクターは、他の加盟クラブに登録するインストラクターと兼ねることはできない。 (2)クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが9名以上いること。 (3)定款・規程等があること。 (4)主たる活動拠点となる都道府県協会に加盟すること。	(1)クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが1名以上いること。 (2)定款又は規程等があること。 (3)主たる活動拠点となる都道府県協会に加盟すること。 (4)第2種クラブとしての加盟が6年未満であること。 (5)第2種クラブとしての加盟が5年を超える場合は、第1種クラブとしての加盟を基本とする。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。
加盟	都道府県協会に登録申請	
権利	・本協会、地域協会及び都道府県協会が主催する事業に参加 (1)「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用 (2)各種講習会の主管。ただし、指導員養成講習会は除く (3)本協会の主催及び認定競技会の参加 (4)本協会の定める各種助成への応募	・本協会、地域協会及び都道府県協会が主催する事業に参加 (1)「日本ライフセービング協会準加盟」の呼称使用 (2)地域ライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会との各種講習会の協力。ただし、指導員養成講習会は除く (3)本協会の主催及び認定競技会の参加 (4)本協会の定める各種助成への応募
届出義務	(1)事業計画書・報告書 (2)認定ライフセーバー名簿 (3)その他本協会が提出を求めた書類を都道府県ライフセービング協会に届出	
団体登録費	60,000円 都道府県協会に支払う	15,000円 都道府県協会に支払う

- ・ 地域クラブ（第1種・第2種）の監督及び登録管理は都道府県協会が行う。

第3-6種（教育機関クラブ） 基本規程（抜粋）

	第3種クラブ	第4種クラブ	第5種クラブ	第6種クラブ
要件	(1)大学、短期大学、専門学校によって認められたクラブであること。 (2)定款・規程等があること。 (3)監督又は顧問がいること。 (4)1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。	(1)大学、短期大学、専門学校によって認められたクラブであること。 (2)クラブ員又は部員が5名以内であること。 (3)1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。	(1)高等学校によって認められたクラブであること。 (2)監督又は顧問がいること。	(1)高等学校によって認められたクラブであること。 (2)クラブ員又は部員が5名以内であること。
加盟	本協会に登録申請			
権利	(1)本協会、地域ライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する対象クラブ事業への参加。 (2)「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用。 (3)本協会の主催及び認定競技会の参加。 (4)本協会の定める各種助成への応募。 *各種講習会の主管は出来ない(但し、第3種クラブが都道府県協会に第1種登録を行えば可能)			
届出義務	(1)事業計画書・報告書 (2)その他本協会が提出を求めた書類を本協会に届出			
団体登録費	20,000円 本協会に支払い	5,000円 本協会に支払い	15,000円 本協会に支払い	3,000円 本協会に支払い

- ・ 教育機関クラブの監督及び登録管理は本協会が行う。

これまで課題となっていた第2種クラブの5年目以降の登録について、都道府県協会代表者会議での意見を参考に地域推進室でまとめ、理事会での審議を経て規定しました。

【改定のポイント】

- 第2種登録は5年間までとする。6年目以降は第1種登録を原則とする。
- ただし、理事会で特別に認められた場合は、第2種登録を可能とする。
- 第2種登録の継続を希望する場合、その理由を都道府県協会に提示するものとする。
- 理由の提示は、所定の書類により提出していただく。
- 提示された理由を、都道府県協会とJLAとで審査し判断する。
- 特別に認められる場合とは、要件を満たしていないなど正当な理由がある場合とする。
- ただし、都道府県協会とJLAからの指導・支援を受け、次年度にはその要件を満たすよう努力することを前提条件とする。
- 本件は、2024年度は移行期間とし、2025年度登録から適用とする。

JLA 基本規程 改定版対比表

旧版	新版
<p>第3章 加盟団体</p> <p>第3節 都道府県ライフセービング協会</p> <p>〔設置申請〕</p> <p>第10条 都道府県ライフセービング協会を設置しようとする場合、設置希望都道府県の第1種クラブ及び第2種クラブは次の通り申請しなければならない。</p> <p>(1) 本協会が別に定める設置申請書及び定款・規程等を提出し、本協会理事会の承認を得なくてはならない。</p> <p>(2) 本協会理事会は前項の設置を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって設置希望都道府県の代表者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第4節 関連団体 ※記載省略</p>	<p>第3章 加盟団体</p> <p>第3節 都道府県ライフセービング協会</p> <p>〔設置申請〕</p> <p>第10条 都道府県ライフセービング協会を設置しようとする場合、設置希望都道府県の第1種クラブ及び第2種クラブは次の通り申請しなければならない。</p> <p>(1) 本協会が別に定める設置申請書及び定款・規程等を提出し、本理事会の承認を得なくてはならない。</p> <p>(2) 本協会理事会は前項の設置を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって設置希望都道府県の代表者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第4節 関連団体 ※記載省略</p> <p>第5節 本協会による監督</p> <p>〔本協会の助言、勧告、指導および支援〕</p> <p>第19条 本協会理事会は、必要に応じ加盟団体に対し、組織運営及び業務執行について助言を与え、勧告し、指導又は支援を行うことができる。</p> <p>〔加盟団体への調査〕</p> <p>第20条 本協会理事会は、加盟団体の適正な組織運営を確保するために必要に応じ、加盟団体に対し、その組織運営及び事業活動の状況に関し説明を求め、又は加盟団体を訪問し、その組織運営及び事業活動の状況を調査し、</p>

<p style="text-align: center;">第4章 加盟クラブ</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3条 第1種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 本協会インストラクターを1名登録すること。なお、登録するインストラクターは、他の加盟クラブに登録するインストラクターと兼ねることはできない。</p> <p>(2) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが9名以上いること。</p> <p>(3) 定款・規程等があること。</p> <p>(4) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。</p> <p>2 第2種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが1名以上いること。</p> <p>(2) 定款又は規程等があること。</p> <p>(3) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。</p> <p>(4) 第2種クラブとしての加盟後5年以内のクラブとする。</p> <p>3 前項に定める第1種及び第2種クラブには、教育機関クラブは原則として加盟することができない。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。</p>	<p>帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写し、若しくは関係者に質問することができる。</p> <p>〔本協会に対する報告〕</p> <p>第21条 本協会理事会は、加盟団体に対し、本協会の定める形式及び方法により活動情報に関する報告を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 加盟クラブ</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3条 第1種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 本協会インストラクターを1名登録すること。なお、登録するインストラクターは、他の加盟クラブに登録するインストラクターと兼ねることはできない。</p> <p>(2) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが9名以上いること。</p> <p>(3) 定款・規程等があること。</p> <p>(4) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。</p> <p>2 第2種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが1名以上いること。</p> <p>(2) 定款又は規程等があること。</p> <p>(3) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。</p> <p>(4) 第2種クラブとしての加盟が6年未満であること。</p> <p>3 前項に定める第1種及び第2種クラブには、教育機関クラブは原則として加盟することができない。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。</p> <p>4 第2種クラブとしての加盟が5年を超える場合は、第1種クラブとしての加盟を基本とする。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。</p>
--	--

(以上)